

第2章 消費増税対策をしたい

消費税の軽減税率制度について

2019年10月1日の消費税率10%への引き上げに伴い、軽減税率制度が導入されました。これに関して、国が様々な支援施策を実施していますのでご活用ください。また、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないように、価格転嫁対策等に関する相談窓口の情報も掲載していますので、下記の通り、各機関へご連絡ください。

1 軽減税率制度のご案内

消費税の軽減税率制度について国税庁ホームページで、軽減税率制度の概要や税額計算、Q & Aなどの情報が掲載されていますので、下記のホームページをご覧ください。

【国税庁ホームページ】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

2 軽減税率制度の内容に関する相談（国税庁）

税務署（専用コールセンター）

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
門 司	〒 801-8601 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎	093-321-5831	門司区
八 幡	〒 805-8606 北九州市八幡東区平野2丁目13番1号	093-671-6531	戸畑区 八幡東区 八幡西区
小 倉	〒 803-8602 北九州市小倉北区大手町13番17号	093-583-1331	小倉北区 小倉南区
若 松	〒 808-8606 北九州市若松区本町1-14-12	093-761-2536	若松区

福岡県内の税務署については下記の URL をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/location/fukuoka.htm>

<受付時間>

午前8時30分から午後5時まで ※土日祝除く

第2章 消費増税対策をしたい

キャッシュレス・ポイント還元事業（国）

1 事業概要

2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引やキャッシュレス端末の導入を支援します。

2 支援内容

【①消費者への還元】

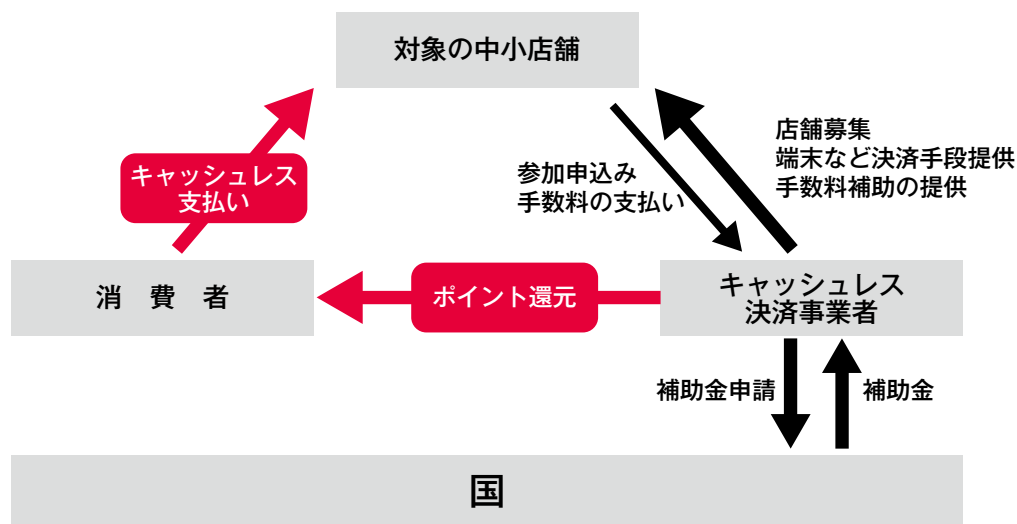
2019年10月1日から、2020年6月末までの9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、決済金額の一部を消費者に還元します。

	加盟店手数料	決済端末	ポイント還元
中小・小規模事業者	実質 2.17%以下 (期間後の手数料は開示)	負担ゼロ	5%
フランチャイズチェーン ガソリンスタンドなど	×	×	2%

3 実施期間

2019年10月1日～2020年6月（加盟店申し込みは、4月末まで）

4 事業イメージ



※キャッシュレス・消費者還元事業の最新情報については、経済産業省ホームページをご覧ください。
<https://www.meti.go.jp/>

【問い合わせ先】

ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け TEL 0570-000655
 (平日 10:00～18:00 (土日・祝日除く))

消費税の価格転嫁対策に関する相談窓口

1 国の相談窓口（消費税価格転嫁等総合相談センター）

<相談内容>

- ア 消費税の転嫁拒否行為（減額、買ったたき等）に関する情報
- イ 消費税の転嫁を阻害する表示行為（「消費税還元セール」の表示等）に関する情報
- ウ 消費税の表示（総額表示、外税表示等）に関する情報
- エ 消費税の転嫁・表示方法の共同行為（転嫁カルテル・表示カルテル）に関する情報

<電話番号>

0570-200-123（ナビダイヤル）（午前9時から午後5時まで（平日のみ））

<相談センターホームページ>

<https://www.tenkasoudan.go.jp/>

2 市内の相談窓口

※ 市の窓口は、情報の受付・国等の所管窓口への通知を行うもので、事業者への調査・指導等の権限は付与されていません。

相談者	担当窓口	住所	電話番号
●事業者等からの相談			
（卸・小売業を除くすべての業種）	産業経済局 中小企業振興課	戸畑区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1階	093-873-1433
（卸・小売業）	産業経済局 商業・サービス産業政策課	小倉北区城内1番1号	093-582-2050
●消費者からの相談			
全消費者	市民文化スポーツ局 消費生活センター	戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた7階	093-871-0428

<市内相談窓口での対応>

- ア 消費税の転嫁拒否行為等に関する相談内容については、法律に基づく制度の一般的な解釈等についてご説明します。
- イ 法律違反が疑われる個別事案や、事業者等が自ら行おうとする具体的な行為についての事前相談及び本市において対応することができない一般的な法令解釈等の内容の場合は、国の担当機関（公正取引委員会、消費者庁等）をご紹介します。

その他ご相談について

1 消費税に関する一般的な相談

消費税（税率の引上げ等）に関する問い合わせ等に関しては、国税庁、福岡国税局及び各税務署が対応します。詳細は、下記ホームページをご参照ください。

【福岡国税局ホームページ】

<https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/index.htm>

【福岡県内税務署ホームページ】

<http://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/location/fukuoka.htm>

※中小企業からの消費税に関する問い合わせについては、商工会議所、商工会、福岡県中小企業団体中央会、（公財）福岡県中小企業振興センターにおいても対応しています。

2 資金繰りの相談

消費税増税の影響等に伴う資金繰り相談については、必要に応じて、セーフティネット保証の認定や本市の「景気対応資金」などの融資制度等をご案内します。

<担当窓口>

北九州市産業経済局中小企業振興課

<受付日時>

午前8時30分から午後5時まで（土日祝除く）